

## 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条第2項の規定に基づき、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額6,100円とする。ただし、石狩市、厚田村及び浜益村の長、その他の常勤職員並びに北海道職員から選任された委員（以下「関係市村の長等」という。）については、これを支給しない。

### (費用弁償)

第3条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。ただし、関係市村の長等が協議会の会議に出席したときについては、これを支給しない。

### (支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか協議会委員等の旅費の支給方法については、石狩市職員等の旅費に関する条例（昭和51年石狩市条例第35号）の規定の例による。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

区分	バス賃	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 (1kmにつき)	宿 泊 料 (1夜につき)
道内	実費	実費	実費	実費	37円	実費
道外	実費	実費	実費	実費	37円	実費

### 備考

宿泊料の額について、道内旅行は9,800円を、道外旅行は12,000円をそれぞれ上限として、その範囲内における実費額を支給する。